

事務連絡(安-2020-06)
2020年4月14日

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
設備部長、安全長・安全主任
S・BLC関西社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店
安全環境部長 

【紙回覧】 車両系建設機械との接触災害防止について(指示)

安全環境本部安全部長より指示がありましたので連絡します。

他支店において、バックホウのバケットが別のバックホウの運転手の足に接触し、負傷をさせるという災害が発生しました。(別添参照)

このような事象は関西支店では、最近発生してはいません。しかし、監視員の配置不足、立ち入り禁止が出来ていなかったら起こりえたかもしれない事象です。

令和2年度の安全衛生計画の重点施策として「建設機械関連災害の撲滅」を掲げています。今一度基本に振り返り、重機オペレーターの十一則の厳守、作業手順・予測災害打合せシートや車両系建設機械建設機械安全作業打合せ表(関西・様式-15)等を使い、内容を先端の作業員まで周知させてください。

同種の建設機械関連災害の防止を指示します。

以上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-07
令和2年4月7日

安全環境本部
安全部長(印)

車両系建設機械との接触災害防止について(指示)

先日、当社作業所で、バックホウのバケットが別のバックホウの運転手の足に接触し、負傷させるという災害が発生しました。加害者である運転手が、地上に大型バックホウを据え、大口径管を埋設するために設けられた開削底部から揚土する作業を行っていた際、近接する底部で小型バックホウにより掘削作業をしている被災者に気付かず、バケットを下方に下ろしたため、被災者の足に接触し負傷したものです。

現場では、安全監視員を1名配置していましたが、何を監視するのかしっかりと意識していなかったため、不適当な位置に立っており、その職務を十分に果たせなかつたものと推測されます。

安衛則第158条(接触の防止)では、「危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない」としています。また、同第159条(合図)では、「誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない」としています。(別紙-1参照)

令和2年度全社安全衛生計画の重点施策として、「建設機械関連災害の撲滅」を掲げているにもかかわらず、年度開始早々に災害が発生したことは誠に残念です。つきましては、同種の建設機械関連災害を防止するため、「車両系建設機械安全作業打合せ票(様式-15)」(別紙-2)を活用し、下記事項を徹底させるよう指示します。

記

- ・作業範囲を明示する等の措置を行ない、作業員等が立ち入らないようにすること
- ・誘導者を配置して車両系建設機械と人の接触を防止する場合には、合図を定め、その合図に従わせること

以上

【労働安全衛生規則】

第二編 安全基準 第二章 建設機械等

第一節 車両系建設機械 第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止

第 158 条 (接触の防止)

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。

ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りではない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならぬ。

第 159 条 (合図)

事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならぬ。

車両系建設機械(特定作業・一般作業)事前打合せ表

〈 関西・様式-15 〉